



医薬品等の個人輸入について



医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品を海外からインターネット等を利用して取り寄せ、また外国の旅行先で購入して持ち帰る等(いわゆる個人輸入)して、使用される方がいらっしゃいます。

！医薬品等を海外から購入する場合には次のような危険性があります！

- ★日本の医薬品医療機器等法(以下薬機法)に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていない
- ★正規のメーカー品を偽った偽造製品、不衛生な場所や方法で製造された製品かもしれない
- ★虚偽又は誇大な効能・効果、安全性などをうたっている場合がある

個人輸入される医薬品等の品質・有効性及び安全性については、日本の薬機法に基づく確認がなされていません。品質等の確認が行われていない医薬品等は、期待する効果が得られなかったり、人体に有害な物質が含まれている場合があります。

また、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が外国語で記載されているため、記載内容を正確に理解することが困難です。また、その製品の使用によって起こり得る望ましくない副作用や成分・分量などが、きちんと記載されていないこともあります。医師・薬剤師の専門家でも、個人輸入された医薬品等については、成分や作用等に関する十分な情報を有しておらず、副作用等に迅速に対応できません。

！これまでに報告されている健康被害！

- ★ホスピタル・ダイエットなどと称する錠剤、カプセル剤を個人輸入、死亡例を含む健康被害が生じた
- ★ED(勃起不全)治療薬の偽造医薬品を消費者が知らずに購入、健康被害が生じた
- ★ダイエット用食品、又は強壮用食品として販売されていたものに医薬品成分が含まれ健康被害が生じた
- ★医師の診察・処方が必要な医薬品であるRU486(内服妊娠中絶薬)を個人輸入、健康被害が生じた

メリットより危険性の方が大きいので、**医薬品の個人輸入はお勧めできません!**

それでも個人輸入をする際は、自分ひとりで判断せず、家族やかかりつけの医師・薬剤師等の専門家に相談し、必要性を十分検討した上で、自己責任で行って下さい!



医薬品等輸入報告書(薬監証明)の発給を要せず個人輸入可能な医薬品

医薬品等の輸入は、不正に国内に流入することを未然に防止し、また、国民の保健衛生上の危害防止の観点から、関税法の規制を受けます。一般の個人が輸入できるのは、自分自身で使用する場合に限りであり、個人輸入した医薬品などを、他の人に売ったり、譲ったりすることは認められません。個人輸入するには、原則として、地方厚生局(厚生労働省の地方支分部局)に必要書類を提出し、薬機法に違反する輸入でないことの証明(「薬監証明」)を受ける必要があります。決められた量の範囲内に限り、特例的に「税関限りの確認」で通関するもので、簡単な手続きではできません。

個人でも医薬品の輸入が可能とされているのは、外国で受けた薬物治療を継続する必要がある場合や、海外からの旅行者が常備薬として携行する場合などへの配慮によるものです。日本では、養毛剤、浴用剤、ドリンク剤など、人体への作用が緩和なものについて、医薬部外品とみなされる場合もありますが、個人輸入に関しは医薬品と同様の取扱いとなります。なお、自己判断で使用すると重大な健康被害を生じる恐れがある医薬品(妊娠中絶薬等)は数量に関わらず、医師による処方が確認できない限り一般の個人による輸入は認められません。



参考文献：厚生労働省 HP「医薬品等を海外から購入しようとされる方へ」